

福井県報

第 298 号
令和 6 年
5 月 14 日(火)
火曜日発行

目次

告示

(※は県例規集登載事項)

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定(二四九・地域福祉課)……………二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(二五〇・障がい福祉課)……………二
- 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(二五一～二五四・水産課)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二五五、二五六・福井農林総合事務所)……………一〇
- 土地改良区の定款変更の認可(二五七～二五九・丹南農林総合事務所)……………一一
- 道路の位置の指定(二六〇・三国土木事務所)……………一一
- 道路の位置の指定(二六一・嶺南振興局)……………二一

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)……………一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(税務課)……………一二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………一四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(DX推進課)……………一四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(危機管理課)……………一五
- 令和六年度登録販売者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………一七
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・市場開拓課)……………一八
- 土地改良区の役員の退任(六件・福井農林総合事務所)……………一八
- 土地改良区の役員の退任(五件・同)……………一九
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………二〇
- 土地改良区の役員の退任(同)……………二〇
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………二一
- 土地改良区の役員の退任(同)……………二一

- 基本測量の終了(土木管理課)……………二一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(審査指導課)……………二二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(武生商工高等学校)……………二二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(奥越高原青少年自然の家)……………二四

議会告示

※福井県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示(七・議会局)……………二七

教育委員会告示

- 福井県指定文化財の指定(四・生涯学習・文化財課)……………二八
- 警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施(四三・生活安全企画課)……………二九
- 警備員指導教育責任者講習の実施(四四・同)……………三〇

公安委員会告示

告 示

福井県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1871700777	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	シヨートステイやすらぎはるえ	福井県坂井市春江町本堂27-1-1	社会福祉法人 坂井来春会 理事長 山本 文雄	令和6年4月5日

福井県告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

病院および診療所

担当する 自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	医療法人社団 畑内科	福井市下森田新町501	医療法人社団 畑内科	理事長 畑 正典	福井市下森田新町501	令和6年5月1日

薬局

担当する 自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	調剤薬局薬報堂開発店	福井市開発4丁目401番1	株式会社薬報堂	代表取締役 岡野 泰次郎	福井市文京5-2-17	令和6年5月1日

福井県告示第251号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 漁業権者の名称および住所
敦賀河川漁業協同組合
福井県敦賀市道口7-32-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
漁具・漁法の制限
遊漁期間・区域
禁止区域

敦賀河川漁業協同組合 内共同第8号第5種共同漁業権遊漁規則			
変更後		変更前	
(漁具・漁法の制限)			
第3条 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。			
魚 種	漁具・漁法	規 模	
あ ゆ	竿釣 (友釣、毛針釣)	<u>ルアーおよびリールは使用禁止</u>	
	さで網	周囲 1.3メートル以下 目合 3センチメートル以上	
やまめ いわな	竿釣		
(遊漁期間・区域)			
第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。			
魚 種	期 間		
あ ゆ	組合が公表した解禁日から <u>10月15日</u> まで		
やまめ・いわな	2月1日から9月30日まで		
2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲			

(漁具・漁法の制限)			
第3条 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。			
魚 種	漁具・漁法	規 模	
あ ゆ	竿釣 (友釣、毛針釣)		
	さで網	周囲 1.3メートル以下 目合 3センチメートル以上	
やまめ いわな	竿釣		
(遊漁期間・区域)			
第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。			
魚 種	期 間		
あ ゆ	組合が公表した解禁日から <u>11月30日</u> まで		
やまめ・いわな	2月1日から9月30日まで		
2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲			

示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内はしてはならない。

漁具・漁法	区 域	期 間
竿釣	笙の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域	解禁日から10月15日まで
	笙の川橋下流端から笙の川本流と木の芽川との合流点までの区域	9月1日から10月15日まで
さで網	笙の川橋下流端から河口までの区域及び笙の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から10月15日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内はしてはならない。

漁具・漁法	区 域	期 間
竿釣	笙の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域	解禁日から11月30日まで
	笙の川橋下流端から笙の川本流と木の芽川との合流点までの区域	9月1日から11月30日まで
さで網	笙の川橋下流端から河口までの区域及び笙の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から11月30日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

- 4 変更後の遡漁規則の施行日
令和6年5月14日

福井県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遡漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所

大野市漁業協同組合

福井県大野市明倫町3番37号

- 2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 変更の内容
遊漁期間・区域

大野市漁業協同組合 内共同第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則
第 5 条 遊漁期間・区域

変更後

(遊漁期間・区域)

第 4 条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣 (友釣、 空かけづり)	公表した解禁日から 11 月 30 日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日 (9 月 1 日以降) から 11 月 30 日まで
いわな	竿釣	2 月 1 日から 9 月 30 日まで
やまめ		
こい ふな	竿釣	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 4 条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋橋台下 流端から麻生島横断ブ ックまでの区域	公表した解禁日より 1 1 月 3 0 日まで	脇投網 投網
真名川の八千代橋から佐 開放水路までの区域	公表した解禁日より 1 1 月 3 0 日まで	脇投網 投網
九頭竜川の竜仙橋上流か ら唯野堰堤までの区域	公表した解禁日より 1 1 月 3 0 日まで	脇投網 投網

変更前

(遊漁期間・区域)

第 4 条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣 (友釣、 空かけづり)	公表した解禁日から 11 月 30 日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日 (9 月 1 日以降) から 11 月 30 日まで
いわな	竿釣	2 月 1 日から 9 月 30 日まで
やまめ		
こい ふな	竿釣	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 4 条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋橋台 下流端から麻生島横断 ブロッックまでの区域	公表した解禁日より 1 1 月 3 0 日まで	脇投網 投網

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和6年5月14日

福井県告示第253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日
福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
日野川漁業協同組合
福井県越前市松森町33-5-4
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容
漁具・漁法の制限
遊漁承認証に関する事項

日野川漁業協同組合 内共同第3号第5種共同漁業権遊漁規則 第3条：漁具・漁法の制限、第7条：遊漁承認証に関する事項			変更前		
(漁具、漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具、漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。			(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具、漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。		
魚種	漁具・漁法	規模	魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり）	竿の長さ10m以内 <u>日野川の鯖江大橋橋台下流端から上流では、ルアーおよびリールの使用は禁止</u>	あゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり）	竿の長さ10m以内
	投網	略		投網	略
	脇投網（1人操業に限る）	略		脇投網（1人操業に限る）	略

	たも網	略
こい	略	略
ふな		
やまめ	略	略
いわな		

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 略

別記様式第1号 遊漁承認証

表 略

裏

注意事項

1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。

携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に1,000円を加算した額を納付していただきます。

2 福井県漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

3 本証の使用は記名者本人に限ります。

4 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。

5 年券の場合には、最近6ヵ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。

6 本証に組合印、取扱者印のなきもの、月日の訂正、年券の場合は写真の貼り替えによる割印の訂正等は無効として没収します。

7 本証の再発行はいたしません。

8 本証は、発行後の事故については補償、払戻し等一切いたしません。

9 夜間の遊漁は大変危険ですので、行わないようお願いい

	たも網	略
こい	略	略
ふな		
やまめ	略	略
いわな		

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 略

別記様式第1号 遊漁承認証

表 略

裏

注意事項

1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。

携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に1,000円を加算した額を納付していただきます。

2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

3 本証の使用は記名者本人に限ります。

4 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。

5 年券の場合には、最近6ヵ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。

6 本証に組合印、取扱者印のなきもの、月日の訂正、年券の場合は写真の貼り替えによる割印の訂正等は無効として没収します。

7 本証の再発行はいたしません。

8 本証は、発行後の事故については補償、払戻し等一切いたしません。

9 夜間の遊漁は大変危険ですので、行わないようお願いい

たします。

10 農作物を傷めないこと。他人に迷惑をかけないよう、釣りマナーを守って遊漁してください。

11 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。

12 降雨に関する注意報等が出ているときは、特に注意してください。

13 遊漁するときは、電線・落雷に気をつけてください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、禁止区域の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。

2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

たします。

10 農作物を傷めないこと。他人に迷惑をかけないよう、釣りマナーを守って遊漁してください。

11 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。

12 降雨に関する注意報等が出ているときは、特に注意してください。

13 遊漁するときは、電線・落雷に気をつけてください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、禁止区域の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。

2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和6年5月14日

福井県告示第254号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

九頭竜川中部漁業協同組合

福井県吉田郡永平寺町松岡莪1丁目101番地

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 変更の内容

漁具・漁法の制限、遊漁期間

九頭竜川中部漁業協同組合 内共同第1号第5種共同漁業権遊漁規則
第3条：漁具・漁法の制限、遊漁期間

変更後

(漁具・漁法の制限、遊漁期間)

第3条 略

2 下記表①の第1欄の魚種を第2欄の区域において遊漁をする場合は、第3欄の期間に第4欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第1欄の魚種あゆ及びもくずがにについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、もくずがにの採捕は行ってはならない。また、右欄の漁具・漁法以外でのあゆの採捕も行ってはならない。

表①

魚種	区 域	期 間	漁 具・漁 法
あゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間を除く区域	公表した 解禁日から 11月14日 まで	<u>ルアー</u> および <u>リール</u> は使用禁止 友 釣：1人1竿、道糸の長さは 竿長に1mを加えた長 さ、針はおとりあゆの尾 びれ末端から10cm以内 で、柳または4本いかり 以内
	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間	公表した 解禁日から 11月30日 まで	毛針釣：1人1竿、道糸の長さは 10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目 3cm以上、網高80cm以 下
	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間	公表した 解禁日から 11月30日 まで	ころ釣（あゆ空かけづり）
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

変更前

(漁具・漁法の制限、遊漁期間)

第3条 略

2 下記表①の第1欄の魚種を第2欄の区域において遊漁をする場合は、第3欄の期間に第4欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第1欄の魚種あゆ及びもくずがにについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、同表右欄の漁具・漁法による遊漁はしてはならない。

表①

魚種	区 域	期 間	漁 具・漁 法
あゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間を除く区域	公表した 解禁日から 11月14日 まで	友 釣：1人1竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾びれ末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内、 <u>リール</u> は使用禁止
	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間	公表した 解禁日から 11月30日 まで	毛針釣：1人1竿、道糸の長さは10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目3cm以上、網高80cm以下
	九頭竜川の高屋橋橋台下 流端から北陸自動車道九 頭竜川橋橋台上流端まで の間	公表した 解禁日から 11月30日 まで	ころ釣（あゆ空かけづり）
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

略	略	略	略
	略	略	
略	略	略	略

表②

区 域	期 間	漁 法
市荒川大橋橋台下流 端より下流へ1600m の地点から下流1800 mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>友釣</u>
<u>北島橋橋台下流端より下流へ40m地点から浄法寺橋橋台下流端より下流へ2000mまでの区域</u>	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>友釣</u>
五松橋橋台上流端より上流へ500m地点から五松橋橋台上流端より下流へ500mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>友釣</u>

3 略

略	略	略	略
	略	略	
略	略	略	略

表②

区 域	期 間	漁 法
市荒川大橋橋台下流 端より下流へ1600m の地点から下流1800 mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>ころ釣（あゆ空かけづり）</u> <u>わき投げ網</u> <u>たも網</u>
<u>浄法寺橋橋台下流端から下流へ2000mまでの区域</u>	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>ころ釣（あゆ空かけづり）</u> <u>わき投げ網</u> <u>たも網</u>
五松橋橋台上流端より上流へ500m地点から五松橋橋台上流端より下流へ500mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	<u>ころ釣（あゆ空かけづり）</u> <u>わき投げ網</u> <u>たも網</u>

3 略

4 変更後の遡漁規則の施行日

令和6年5月14日

福井県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
清水土地改良区	令和6年4月26日

福井県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽上文殊土地改良区	令和6年4月1日

福井県告示第257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野土地改良区	令和6年4月24日

福井県告示第258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江ハケ用水土地改良区	令和6年4月24日

福井県告示第259号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井朝日土地改良区	令和6年4月25日

福井県告示第260号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に

より、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

福井県三国土木事務所長 廣部 雄一

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井市木田三丁目913番地

宏栄不動産株式会社

代表取締役 齋藤 一弘

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市春江町石仏1字石仏 29番の一部、30番の一部	6.00	82.83

福井県告示第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月14日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市木崎第32号10番地の1

株式会社ソリタ不動産

代表取締役 川北 貴之

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市生守12号中道30番4	6.00	54.55

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
県庁舎総合管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課
福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 3 月 25 日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社 アイビックス
福井県福井市下馬 2 丁目 1 0 1 番地
- 5 落札金額
2 0 9, 0 8 8, 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第 4 条の規定による公告を行った日
令和 6 年 2 月 1 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする業務の名称および数量
税務システムミドルウェア等の調達および保守業務 一式
- (2) 調達物品
入札説明書および税務システムミドルウェア等の調達および保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 8 月 3 1 日まで（長期継続契約）
この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削減があった場合は、この契約を解除する。
- (4) 調達物品の納入期限
入札説明書等による。
- (5) 履行場所
入札説明書等による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (5) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (6) 過去 5 年間に於いて、県、国または他の公共団体に対してソフトウェア等の納入および保守を履行した実績を有すること。

(7) この入札に係るソフトウェアの問合せ、情報提供等のサポートに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付および閲覧図書の閲覧

- (1) 入札説明書等の交付およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定める様式）に必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し、福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和6年5月15日（水）9時から令和6年6月13日（木）17時まで

- (2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

- (3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

イ 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

- (2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法

5(3)と同様とする。

- (3) 入札書の提出期間

令和6年6月26日（水）8時30分から令和6年6月27日（木）16時まで

- (4) 開札日時

令和6年6月28日（金）11時

- (5) 開札場所

福井県総務部税務課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

10 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2 に記載する、別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請の受付時期
- 福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
- 〒 910-8580
- 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
- 福井県会計局会計課 総務第三グループ
- 電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- 1 1 Summary
- (1) Nature and quantity of the Service to be required :
- Software and the others (including maintenance) for the Tax System of Fukui 1 set.
- (2) Date,time of Bidding :
- 11:00 A.M. 28th June 2024
- (3) Period of contract :
- 31st August 2029
- (4) Deadline for delivery :
- 5:15 P.M. 30th August 2024
- (5) The place for delivery and Contact for notice :
- Tax Division, Department of General Affairs, Fukui Prefectural Government,
3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0256
-
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 82 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。
- 令和 6 年 5 月 14 日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
- 税務システムミドルウェア更改に伴うシステム改修・環境構築・Windows 11 対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
- 福井県総務部税務課
- 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
- 令和 6 年 4 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
- 株式会社 N T T データ
- 東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号
- 5 随意契約に係る契約金額
- 86,640,400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため。
-
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 82 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和 6 年 5 月 14 日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
- デジタル地域通貨「ふくいはいびコイン」運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
- 福井県未来創造部 DX 推進課
- 福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
- 令和 6 年 3 月 29 日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
- 株式会社ふくいのデジタル
- 福井県福井市順化 1 丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
- 178,118,610 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

福井県原子力防災センター 陽圧浄化換気装置フイルタ交換業務 一式

(2) 委託場所

敦賀原子力防災センター（敦賀市金山99-11-47）

美浜原子力防災センター（三方郡美浜町佐田64毛ノ鼻1-6）

大飯原子力防災センター（大飯郡おおい町成和1-1-1）

高浜原子力防災センター（大飯郡高浜町蘭部35-14）

(3) 委託内容

入札説明書、仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 委託期間

令和7年1月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日において現に福井県による指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 平成21年4月1日以降に、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として、中央政府機関または地方府政機関との請負契約において、同種同

程度の業務を受注した実績を有している者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県防災安全部危機管理課

電話 0776-20-0236

(2) 入札説明書等の交付は、上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和6年5月14日(火) 9時から
令和6年6月7日(金) 16時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県防災安全部危機管理課

イ 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。提出期間内に必着）

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

5(3)と同様とする。

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の提出期間

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

令和6年6月24日(月) 8時30分から17時まで

令和6年6月25日(火) 8時30分から16時まで

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

アと同様とする。

(3) 開札日時

令和6年6月26日(水) 9時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁 10階 1001会議室

7 入札方法

落札の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係

を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

1 0 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
Fukui atomic energy disaster prevention center positive pressure purification ventilating device filter exchange duties
- (2) Date,time of bidding
9:00, 26th June, 2024 (Time-limit for the submission of tenders 16:00 , 25th June, 2024)
- (3) Period of contract
To the 31st January, 2025
- (4) Contact point for the notice
Crisis Management Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture,
910-8580 Japan.
TEL 0776-20-0236

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、令和6年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和6年8月31日（土）
正午から午後4時45分まで

2 試験場所

福井県自治会館
福井市西開発4丁目202-1
サンプードム福井
越前市瓜生町5-1-1
福井県産業会館
福井市下六条町103
中小企業産業大学校
福井市下六条町16-15
試験方法

筆記試験

4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 受験申請書の配布

(1) 配布期間

令和6年5月14日（火）から同年6月10日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日は除く。）

(2) 配布場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口。
なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロード可能。

また、受験申請書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号および宛て先を明記した角2号の返信用封筒に140円切手（速達希望は400円切手）を貼って同封すること。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）に次に掲げる写真を添えて、県内に在住する者（福井市を除く。）は、当該住所地在管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに、県外在住者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留郵便によること。

上記の手続によらず、電子申請により受験申請する場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。

(1) 写真 1葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験申請書の所定の欄に貼付すること。電子申請においては、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。）

7 受験手数料

受験手数料13,000円を、下記(1)、(2)のいずれかの手段により納付すること。

ただし、電子申請による場合には、(2)の手段により納付すること。

- (1) 福井県収入証紙13,000円分を受験申請書の所定の欄に貼り付ける。（消印はしないこと。）
- (2) 福井県手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジット払いで13

・ 000円を納付した後、発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載すること。電子申請においては、電子申請時の指示に従い、発番される申込番号を入力すること。

8 受験申請の受付期間

令和6年5月27日(月)から同年6月10日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず簡易書留もしくは書留郵便で行い、令和6年6月10日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請においては、令和6年5月27日(月)午前8時30分から同年6月10日(月)午後5時15分までとする。

9 合格者の発表

令和6年10月8日(火)午前10時から同年10月21日(月)の期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

10 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県健康福祉センター宛てに行うこと。(対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により鯖江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハニー東陽店

福井県鯖江市川島町66字7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士屋

代表取締役 湧口 満弘

福井県鯖江市本町二丁目2番24号

3 聴取した意見の概要

(1) 鯖江市

・ 既存の建物を取壊して全体的に敷地高を切盛する場合は、開発行為に該当する可能性があるため配慮すること。

・ 本施設は鯖江市立地適正化計画で定める誘導施設に該当し、都市機能誘導区域外で

の建築等行為の対象となるため、都市再生特別措置法第108条第1項に基づく届出を提出すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業環境部商工観光課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

足羽南部第二土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 中川 憲夫 福井市田中町11-11

足羽上文殊土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 齊藤 邦夫 福井市北山新保町28-53

〃 吉川 孝夫 福井市北山新保町20-11

〃 諏訪 英樹 福井市北山町7-10-1

〃 諏訪 文男 福井市北山町10-21-4

〃 細谷 道博 福井市大村町18-3

〃 藪 良郎 福井市大村町26-7

〃 前川 政治 福井市西袋町21-12

〃 千葉 信和 福井市西袋町18-12

監 事 北川 一男 福井市北山新保町27-2

〃 辻 邦晴 福井市北山町5-18

〃 小谷 敏幸 福井市大村町27-13
〃 清水清一郎 福井市西袋町23-17

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年12月25日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治
役員名氏 名 住 所
理事 岡島 則之 福井市真栗町23-35

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年2月12日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治
役員名氏 名 住 所
理事 服部 治和 福井市滝波町43-11

主計土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所
理事 菊野 孝一 福井市浅水二日町13-9
〃 漆崎 和博 福井市浅水町101-15-1
〃 鈴木 龍男 福井市真木町19-7
〃 増田 杉英 福井市森行町14-15
〃 田嶋 進 福井市下江尻町8-21
〃 堀内 浩徳 福井市末広町16-8
〃 白崎 茂 福井市主計中町26-36
〃 増永 秀和 福井市主計中町5-6
〃 吉田 清一 福井市三本木町9-26
〃 熊田 智光 福井市徳尾町12-3
〃 増永 智博 福井市生野町12-54
〃 矢納 正人 福井市角原町32-42

〃 堀内 敏正 福井市鉾ヶ崎町26-28
監 事 鈴木 実 福井市真木町128-28-1
〃 内田 久信 福井市三本木町9-6
〃 熊田 義隆 福井市徳尾町2-36

鷹巣土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治
役員名氏 名 住 所
理事 松井乙右衛門 福井市鮎川町92-1

〃 岩上 寛 福井市南菅生町19-5
〃 数馬 達視 福井市鮎川町93-41-2
〃 倉橋 英彦 福井市鮎川町96-14
〃 村田 臣吾 福井市南菅生町23-19
監 事 竹内 滋一 福井市鮎川町95-12
〃 村田さちこ 福井市南菅生町21-10

足羽南部第二土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月24日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所
理事 村上 茂 福井市田中町10-4

足羽上文殊土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所
理事 山下 清隆 福井市北山新保町6-10
〃 藤川 敏幸 福井市北山新保町20-5
〃 齊藤 彰三 福井市北山町4-7
〃 諏訪 泰重 福井市北山町4-12-6

〃 細谷 道博 福井市大村町18-3
〃 前側 裕子 福井市大村町27-8
〃 千葉 信和 福井市西袋町18-12
〃 前田 弘行 福井市西袋町18-15
監 事 清川 亨 福井市北山新保町27-28
〃 諏訪 義博 福井市北山町6-8
〃 藪 良郎 福井市大村町26-7
〃 清水清一郎 福井市西袋町23-17

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 上山康一郎 福井市真栗町42-27
〃 私市 安隆 福井市滝波町43-20-2

主計土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 佐々木孔輝 福井市浅水二日町13-10
〃 吉田 善久 福井市浅水町101-8
〃 鈴木 昌次 福井市真木町19-11
〃 堀内 健太 福井市森行町28-16
〃 堀江祐一郎 福井市下江尻町11-11
〃 川島 修一 福井市末広町12-7
〃 白崎 佳孝 福井市主計中町32-17
〃 増永 秀和 福井市主計中町5-6
〃 吉田 清一 福井市三本木町9-26
〃 熊田 智光 福井市徳尾町12-3
〃 増永 政夫 福井市生野町2-59
〃 矢納 正人 福井市角原町32-42
〃 小林 英樹 福井市鉾ヶ崎町22-30

監 事 田端 武雄 福井市下江尻町11-7
〃 増永 孝三 福井市角原町33-43
〃 堀内 慎一 福井市末広町16-14

鷹巣土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 岩上 寛 福井市南菅生町19-5
〃 数馬 達規 福井市鮎川町93-41-2
〃 倉橋 英彦 福井市鮎川町96-14
〃 村田 臣吾 福井市南菅生町23-19
〃 松田 勇二 福井市和布町7-47
監 事 竹内 滋一 福井市鮎川町95-12
〃 松田 正弘 福井市南菅生町23-7

鯖江北野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 久保 泉 鯖江市北野町2丁目11-9
〃 山本 工 鯖江市北野町2丁目7-20
〃 千秋 富秀 鯖江市北野町2丁目5-5
〃 久嶋 清美 鯖江市北野町1丁目4-11
〃 千秋 輝義 鯖江市北野町1丁目10-19
監 事 山本 信英 鯖江市北野町2丁目7-22
〃 山本 進 鯖江市北野町2丁目21-18

鯖江北野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	山本 武尚	鯖江市北野町2丁目25-9
〃	山本 忍	鯖江市北野町2丁目6-6
〃	山本 昌毅	鯖江市北野町1丁目9-10
〃	山本 秀道	鯖江市北野町1丁目5-7
〃	久保 豊治	鯖江市北野町1丁目10-21
監事	千秋 富秀	鯖江市北野町2丁目5-5
〃	惣宇利善弘	鯖江市北野町2丁目22-25

若狭鳥羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	宇田 治樹	若狭町大鳥羽4-14
〃	森下 精彦	〃 大鳥羽32-11
〃	山崎 正	〃 上黒田9-8
〃	三宅 和博	〃 麻生野37-19-8
〃	竹内 博務	〃 海士坂17-24
〃	保志 公平	〃 海士坂10-17-2
〃	畑中 泰信	〃 三生野28-17
〃	重長 稔幸	〃 三生野17-15
〃	宮田 幸一	〃 無悪47-9
〃	竹内 一善	〃 無悪46-15
〃	深水 治夫	〃 三田4-6
〃	谷江 耕一	〃 三田30-30
〃	島津 秀樹	〃 小原18-17
〃	田邊 秀昭	〃 小原24-3
〃	東 繁樹	〃 南10-4
〃	畠中 義彦	〃 南9-3-6
〃	中畑 正伸	〃 山内42-29
〃	飛永 吉昭	〃 山内47-6
〃	竹内 傳太夫	〃 持田19-12
〃	山本 保幸	〃 長江11-3
〃	清水 俊博	〃 長江15-41
監事	澤本 正和	〃 上黒田18-11-1

〃	三宅 宗左	〃 麻生野33-2
〃	竹内 耕一	〃 持田20-17

若狭鳥羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	松宮 弘明	若狭町大鳥羽4-33
〃	松宮 義之	〃 大鳥羽4-3
〃	山崎 正	〃 上黒田9-8
〃	澤 喜代志	〃 上黒田17-2
〃	三宅 和博	〃 麻生野37-19-8
〃	三宅 宗左	〃 麻生野33-2
〃	高橋 繁心	〃 海士坂20-26
〃	保志 公平	〃 海士坂10-17-2
〃	吉村 真二	〃 三生野33-15
〃	重長 稔幸	〃 三生野17-15
〃	宮田 幸一	〃 無悪47-9
〃	北川 宗一	〃 三田28-42-5
〃	島津 秀樹	〃 小原18-17
〃	田邊 秀昭	〃 小原24-3
〃	澤田 和則	〃 南3-5
〃	飛永 吉昭	〃 山内47-6
〃	宇野 信彦	〃 山内33-20-1
〃	竹内傳太夫	〃 持田19-12
〃	原田 俊二	〃 持田14-11-1
〃	竹内 勝治	〃 長江8-9
〃	清水 俊博	〃 長江15-41
監事	竹内 一善	〃 無悪46-15
〃	中島 勉	〃 三田28-4
〃	澤田 茂	〃 南11-11-2

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和6年4月22日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 1 4 日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
- 2 国土地理院
- 3 作業の種類
- 基本測量（国土広域情報 修正）
- 4 作業の期間
- 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 5 作業の地域
- 福井県全域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
- 福井県手数料納付システム銀行決済方法追加等改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
- 福井県会計局審査指導課
- 3 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
- 令和 6 年 4 月 2 3 日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
- 三谷コンピュータ株式会社
- 5 福井県坂井市丸岡町熊堂第 3 号 7 番地 1—1 3
- 随意契約に係る契約金額
- 4 4 , 8 8 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 7 随意契約にすることとした理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
- 6 尺旋盤 4 台
- (2) 調達物品の仕様等
- 入札説明書および 6 尺旋盤仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
- 令和 7 年 3 月 2 5 日（火）
- (4) 納入場所
- 福井県越前市文京 1 丁目 1 4—1 6
- 福井県立武生商工高等学校 機械創造科 工場内 旋盤実習場

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る物品調達に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒915-0841

福井県越前市文京1丁目14-16

福井県立武生商工高等学校 事務室

電話 0778-22-2730

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

令和6年5月14日（火）10時から令和6年5月28日（火）16時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書等の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間内に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に提出先へ直接持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は4(1)とする。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)アと同様とする。ただし、紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法は、それぞれ4(1)および5(2)イと同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年6月25日（火）8時30分から17時00分まで

令和6年6月26日（水）8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年6月27日（木）10時00分

(4) 開札場所

福井県越前市文京1丁目14-16

福井県立武生商工高等学校 事務室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

- 日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期
福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Six shaku lathes
- (2) Date,time of bidding
1000 AM 27th June 2024
- (3) Deadline for delivery
25th March 2025
- (4) The place for delivery and contactpoint for the notice
Fukui Prefectural Takefu commercial and technical high school office 1-14-16, Bunkyo, Echizen-city, Fukui Prefecture, 915-0841 Japan.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月14日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立奥越高原青少年自然の家中央監視装置更新業務 一式

(2) 業務内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和7年3月28日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 平成21年度以降において、国または都道府県の官公署等で熱源容量が550kW以上の空調設備（冷温水配管を含み、中央監視装置で監視・制御等を行うものに限る。）について、元請または共同企業体の代表者として新設または更新業務を履行した実績、もしくは平成30年度以降に元請として年間保守点検業務を履行した実績（契約期間中のものを除く。）を有する者であること。

(5) 緊急時（故障・異常等）には年間を通して1時間以内に復旧作業に着手できる体制および拠点を有している者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付等に関する事項
(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒912-0131
福井県大野市南六呂師169-8
福井県立奥越高原青少年自然の家
電話 0779-67-1321
- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 入札参加資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書別紙様式1）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出期間
令和6年5月14日（火）9時から令和6年6月14日（金）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。
- なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければ

- ならない。
申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
- (3) 紙入札による入札参加者に係る入札参加資格確認申請書および必要書類の提出先ならびに提出方法
ア 提出先
〒912-0131
福井県大野市南六呂師169-8
福井県立奥越高原青少年自然の家
- イ 提出方法
持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間内必着とする。）。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等
(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。
- (2) 紙入札による入札参加者に係る入札書の提出先および提出方法
5(3)と同様とする。
- (3) 入札書の提出期間
令和6年6月24日（月）8時30分から17時まで
令和6年6月25日（火）8時30分から16時まで
- (4) 開札日時および場所
令和6年6月26日（水）9時
〒912-0131
福井県大野市南六呂師169-8
福井県立奥越高原青少年自然の家
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定に関する事項
入札書に記載された価格が、この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第 151 条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2 に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期
福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒 910-8580
福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required
Replacement of the Central monitoring system equipment of Fukui prefectural Okuetsukogen home of nature for youth.
- (2) Date, time of bidding
9:00AM 26th June,2024
- (3) Period of contract
28th March,2025

(4) Contact point for the notice

Fukui prefectural Okuetsukogen home of nature for youth,169-8, MinamiRokurosi,
Ohno city,Fukui prefecture,912-0131, Japan
Tel 0779-67-1321

議 会 告 示

福井県議会告示第7号

福井県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月14日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年福井県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ （略） エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの (2)～(5) （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第7条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) （略） (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを<u>含む。</u>）の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 (4) （略） 2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益	（要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ （略） エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの (2)～(5) （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第7条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) （略） (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態 (4) （略） 2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益

を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。	
(1) (略)	
(2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目	
(3)～(5) (略)	

を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。	
(1) (略)	
(2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目	
(3)～(5) (略)	

附 則
この告示は、令和6年5月14日から施行する。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第4号

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項、第34条第1項および第43条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項、第34条第2項および第43条第2項の規定により告示する。

令和6年5月14日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 7件

種 別	文 化 財 の 名 称	文 化 財 所 在 地	所 有 者
建造物	専照寺御影堂 附 厨子1基	福井市みのり2丁目3-7	宗教法人専照寺
	誠照寺御影堂および阿弥陀堂 附 厨子2基	鯖江市本町3丁目2-38	宗教法人誠照寺
絵 画	紙本著色 架鷹図 初代橋本長兵衛筆	敦賀市三島町1丁目3-3	敦賀郷土博物館
	絹本著色 沢村吉重像	大飯郡高浜町南団地1丁目14-1 (高浜町郷土資料館)	高浜町
工芸品	十一面観音懸仏	大飯郡おおい町成和2-1-1 (おおい町立郷土史料館)	宗教法人伊射奈伎神社
	聖観音懸仏 元応二年銘	大飯郡おおい町成和2-1-1 (おおい町立郷土史料館)	宗教法人若宮神社
古文書	西野家文書	南条郡南越前町河野2-29-1	南越前町

有形民俗文化財の指定 1件

文 化 財 の 名 称	文 化 財 所 在 地	所 有 者
越前万歳図絵馬	坂井市三国町滝谷1丁目7-15	宗教法人瀧谷寺

天然記念物の指定 1件		
文 化 財 の 名 称	文 化 財 所 在 地	所有者／管理者
下打波のトチノキ・ケヤキ・イタヤカエデ群生林	大野市下打波25字上ノ山1-1の一部	下打波生産森林組合

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第43号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月14日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の区分、実施日、時間および場所

(1) 審査の区分、実施日および実施時間

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和6年6月18日（火）	午前10時から 正午まで
交通誘導警備業務2級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務1級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務2級		午前10時から 正午まで
施設警備業務1級		午後2時から 午後4時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後4時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午後2時から 午後4時まで

(2) 実施場所

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎2階会議室

2 定員

各10人

3 対象者

審査申請書提出時の住所または所属している営業所の所在地が福井県内である次の

者とする。

(1) 交通誘導警備業務1級
警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定に合格した者

(2) 交通誘導警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(5) 施設警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定に合格した者

(6) 施設警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

4 検定合格者審査の内容

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を2種目）。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- イ 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を1種目）。
- 5 申請手続等
(1) 受付期間
令和6年5月20日（月）から同年5月24日（金）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。
(2) 審査申請書の提出先
検定合格者審査を受検しようとする者（以下「審査申請者」という。）の住所地または審査申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
(3) 提出書類等
ア 審査申請書 1通
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 1葉
ウ 受検しようとする審査の区分に該当する旧検定合格証の写し 1通
エ 福井県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた者で、福井県公安委員会を行う検定合格者審査を受けようとする者については、その者が福井県内に住所を有することを疎明する書面またはその者が福井県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通
(4) 手数料
4. 700円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。
なお、納付された審査手数料は、返還しない。
- 6 その他
(1) 検定合格者審査受検時の携行品
・ 筆記用具
・ 受検しようとする検定合格者審査の区分に係る旧検定合格証
(2) 受検票の交付
受検票は、審査当日の受付時に交付する。
- 7 審査に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

福井県公安委員会告示第44号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月14日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	令和6年6月24日（月）から令和6年7月1日（月）まで	30名
	追加取得講習	令和6年6月27日（木）から令和6年7月1日（月）まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した

後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者	
(2) 追加取得講習	受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。
ア	最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ	1級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ	2級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
エ	2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
オ	2号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
4 受講申込みの手続	
(1) 受付期間	令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）
(2) 受付場所	福井県内の警察署
(3) 提出書類	なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
ア 共通	
イ 新規取得講習	警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通
イ 新規取得講習	
(7) 上記3(1)アに該当する者	
a	2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
b	履歴書 1通
(4) 上記3(1)イに該当する者	
2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し	1通
(7) 上記3(1)ウに該当する者	
a	2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
b	警備業務従事証明書 1通
(4) 手数料	
ア 新規取得講習	38,000円
イ 追加取得講習	14,000円
14,000円	
に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。	
なお、納付された受講手数料は、返還しない。	
5 講習に関する問合せ先	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）	
6 その他	
(1) 委託先	

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了審査

講習終了後、福井県公安委員会が修了審査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。